

年金・手当など

1 障害基礎年金

国民年金に加入中または加入していた方が病気やけがによって65歳の誕生日の前々日までに障害者となり医療機関を受診していたとき、または20歳前に障害者となった方が20歳に達したとき等に、障害等級表のいずれかの状態にあれば、障害基礎年金が支給されます。障害の程度により1級と2級に分けられます。

【支給要件】(1) 一定の保険料の納付期間があること

(2) 20歳前の障害によって支給される場合は、所得制限(※)あり

※ 年金受給者本人の所得が一定額以上の場合は、年金額の半額または全額が支給停止となります。

※ 老齢基礎年金の繰り上げ請求をした場合は、障害年金を受給することはできません。

※ 所得が一定の額以下の方に対し、年金生活者支援給付金が支給されます。

【年金額】1級:年額 1,020,000 円(月額 85,000 円)〔令和 6 年度〕

2級:年額 816,000 円(月額 68,000 円)〔令和 6 年度〕

* 18歳未満の子がいる場合の加算(障害の状態にある子は20歳未満)

※ 市区町村から支給される児童扶養手当と支給額の調整がされます。

2人目の子まで1人につき年額 234,800 円(月額 19,566 円)〔令和 6 年度〕

3人目以降1人につき年額 78,300 円(月額 6,525 円)〔令和 6 年度〕

【支給方法】年 6 回(2、4、6、8、10、12 月)に 2 ヶ月分ずつ本人に支払われます。

※ 請求手続きが可能かどうか納付要件の確認が必要となります。病名が判明していない場合でも、その傷病によりはじめて医療機関にかかっていたことが分かる証明書(受診状況等証明書)をお取りいただくこととなります。詳しくはご相談願います。

【手続きに必要なもの】

① 年金請求書(国民年金障害基礎年金)、申立書(用紙は窓口にあります。)

② 医師の診断書(用紙は窓口にあります。※ 所定の様式となっております。)

③ 受診状況等証明書(初診日等の証明)(用紙は窓口にあります。)

④ 年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバーカード

⑤ 身体障害者手帳等をお持ちの方はその手帳

⑥ 戸籍謄本および世帯全員の住民票など

⑦ 預金通帳または貯金通帳(本人名義)

※ 状況により他に必要なものがある場合もあります。まずは窓口にてご相談ください。

※ 代理人が相談を行う場合は委任状と代理人の方の身分証明書(運転免許証など)が必要です。

【手続き時期】初診日から1年6ヶ月を経過した日または初診日後の症状が固定した日以降

(20歳前に障害者となった方については、20歳に達した日)

※ 20歳時点で初診日から1年6ヶ月を経過していなければ1年6ヶ月を経過した日。

【問合せ先】① 20歳前の期間に初診日がある方

② 第1号被保険者(自営業、学生など)の期間に初診日がある方、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある方

- ③ 第3号被保険者(厚生年金などの加入者に扶養されている配偶者)の期間に初診日がある方
- ①・②の窓口 各区役所・宮城総合支所 保険年金課、秋保総合支所 保健福祉課
- ③の窓口 年金事務所 [→P144](#)(関係官公署・機関等一覧参照)

2 障害厚生年金

厚生年金保険に加入中の病気やけがによって障害者となり障害の程度が障害等級表のいずれかの状態になっている場合、障害の程度により、1級から2級の場合は障害基礎年金と障害厚生年金、3級の場合は障害厚生年金、軽度の場合は障害手当金(一時金)が支給されます。

【支給要件】 一定の保険料の納付期間があること

※ 請求手続きが可能かどうか納付要件の確認が必要となります。病名が判明していない場合でも、障害の原因となった病気やけがについて、はじめて医師または歯科医師の診療を受けた日(初診日)をご確認の上ご相談願います。

【年金額】 平均標準報酬月額、厚生年金保険加入期間などからそれぞれ算出されます。1級、2級には配偶者の加給年金があります。

【支給方法】 年6回(2、4、6、8、10、12月)に2ヶ月分ずつ本人に支払われます。

【手続に必要なもの】

- ① 年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)(用紙は窓口にあります。)
- ② 病歴・就労状況等申立書(用紙は窓口にあります。)
- ③ 医師の診断書(用紙は窓口にあります。※所定の様式となっております。)
- ④ 受診状況等証明書(初診時の医療機関と診断書を作成した医療機関が異なる場合。)
- ⑤ 年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバーカード
- ⑥ 身体障害者手帳等をお持ちの方はその手帳
- ⑦ 戸籍謄本や世帯全員の住民票など
- ⑧ 配偶者の所得証明書(配偶者の加給年金がある場合)
- ⑨ 預金通帳または貯金通帳(本人名義)
- ⑩ その他

※ 状況により他に必要なものがある場合もあります。窓口にてご相談ください。

※ 代理人が相談を行う場合は委任状と代理人の方の身分証明書(運転免許証など)が必要です。(委任状は日本年金機構のホームページをご覧ください。)

【手続時期】 初診日から1年6ヶ月を経過した日または初診日後の症状が固定した日以降

【問合先】 ねんきんダイヤル 0570-05-1165

※ 年金事務所でのご相談・お手続きを希望される場合は、事前にご予約が必要です。また、街角の年金相談センター仙台は予約によるご相談・お手続きもできます。

ご予約は予約受付専用番号にて承ります。

【予約受付専用電話】 0570-05-4890

※ 公務員の方は所属する官公署の共済組合にお問い合わせください。

3 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障害者の方に対し、福祉的措置として創設された制度です。

- 【対象】 (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入の対象だった学生
(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入の対象だった被用者等の配偶者(厚生年金・共済組合等の加入者の配偶者、厚生年金・共済組合等の老齢給付受給権者の配偶者)
(3) (1) (2)の方で、任意加入していなかった期間内に傷病の初診日があり、65歳に達する日の前日までに障害基礎年金1級、2級相当の障害になった方

【支給額】 1級 月額 55,350円、2級 44,280円〔令和6年度〕

【支給方法】 年6回(2、4、6、8、10、12月)に2ヶ月分ずつ本人に支払われます。

【支給制限】

- ・本人の所得が一定額以上の場合、特別障害給付金の全額または半額が支給停止になります。また、日本国内に住所を有しない場合や、刑事施設等に拘禁されている場合、故意に障害等を生じさせた場合などにも、支給制限があります。
- ・老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給している場合、その受給額分を差し引いた額が支給されます。(その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合には、特別障害給付金は支給されません。)
- ・経過的福祉手当を受給している方は、特別障害給付金が支給される場合、経過的福祉手当の受給資格がなくなります。

【手続に必要なもの】

- ① 年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバーカード
- ② 特別障害給付金請求書(用紙は窓口にあります。)
- ③ 医師の診断書(用紙は窓口にあります。)
- ④ 病歴等申立書(用紙は窓口にあります。)
- ⑤ 受診状況等証明書(用紙は窓口にあります。)
- ⑥ 所得証明書
- ⑦ 戸籍謄本(初診日において被用者等の配偶者だった方)
- ⑧ 年金加入期間確認通知書(共済用)(初診日において配偶者が共済保険に加入していた方)
- ⑨ 住民票または戸籍謄本(初診日において学生だった方)
- ⑩ 在学(籍)証明書(初診日において学生だった方)
- ⑪ 預金通帳または貯金通帳(本人名義)

※ 状況により他に必要なものがある場合もあります。窓口にてご相談ください。

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 保険年金課、秋保総合支所 保健福祉課

4 特別障害者手当

20歳以上で極めて重度の障害があり、日常生活に常時特別の介護を必要とする在宅の方(おおむね身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A程度の障害が重複する方、あるいは極めて重度な精神障害、内部疾患、難病の方など)に支給します。

【支給制限】 次のいずれかにあたる方は受給できません。

- ① 施設等に入所している
- ② 病院・診療所・介護老人保健施設等に継続して3ヶ月を超えて入院している

③ 障害のある方本人またはその扶養者の所得が一定額を超えている
【手 当 額】 月額 28,840 円 ※ 手当額は変更になる場合があります。
【支給方法】 認定後、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、年 4 回(2、5、8、11 月)に 3 ヶ月分ずつ本人の口座に振り込まれます。

【手続に必要なもの】

- ① 所定の様式の診断書(用紙は窓口にあります。)
 - ② 預金通帳または貯金通帳(本人名義)
 - ③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳
- ※ 所得額や公的年金等の受給額を証明する書類等が必要となる場合があります。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

5 障害児福祉手当

20 歳未満で重度の障害があり、日常生活に常時の介護を必要とする在宅の方(おおむね身体障害者手帳1級、2級の一部、療育手帳Aの一部、あるいは極めて重度な精神障害、内部疾患、難病の方など)に支給します。

【支給制限】 次のいずれかにあたる方は受給できません。

- ① 施設等に入所している
- ② 障害を理由とする公的年金を受給している
- ③ 障害児本人またはその扶養義務者等の所得が一定額を超えている

【手 当 額】 月額 15,690 円 ※ 手当額は変更になる場合があります。

【支給方法】 認定後、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、年4回(2、5、8、11月)に 3ヶ月分ずつ本人の口座に振り込まれます。

【手続に必要なもの】

- ① 所定の様式の診断書(用紙は窓口にあります。)
 - ② 預金通帳または貯金通帳(本人名義)
 - ③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳
- ※ 所得額を証明する書類等が必要となる場合があります。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

6 外国人重度障害者等福祉手当

国籍要件や住所要件によって国民年金に加入できなかった期間があるため障害基礎年金等を受給できない重度障害のある方(身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方)で、次のいずれかに該当する方に支給します。

※ 下記の「在日外国人」には昭和 57 年 1 月 2 日以降に日本国に帰化した方も含みます。

- ① 国民年金法の国籍条項が撤廃された昭和 57 年 1 月 1 日に 20 歳を過ぎて、既に障害者になっていた在日外国人の方
- ② 国民年金法の国籍条項が撤廃された時から、老齢年金等の受給資格要件となる加入期間等が緩和された昭和 61 年 4 月 1 日の前日までの間に障害者となった在日外国人の方で、国籍条項撤廃時に 35 歳を過ぎていた方
- ③ 国民年金制度開始から国籍条項が撤廃されるまでの間に日本に帰化した方のうち、帰化した時に 20 歳を過ぎ、既に障害者であった方
- ④ 外国に住む邦人の国民年金加入が認められた昭和 61 年 4 月 1 日より前に、海外在住中に障害

が発生した日本人の方で、障害が発生した時に日本国内に住所がなく20歳を過ぎていた方、または20歳前に障害が発生し、20歳になった時に日本国内に住所がなかった方

【支給制限】 次のいずれかにあたる方は支給できません。

- ① 障害を支給理由とする公的年金を受給している
- ② 年額432,000円以上の公的年金を受けている
- ③ 生活保護を受けている
- ④ 障害者本人の所得が一定額を超えている
- ⑤ 当制度と同じ趣旨で支給される他の手当を受給している

【手 当 額】 月額36,000円(年額432,000円)

ただし、月額36,000円未満の公的年金を受給している方は、36,000円からその受給額を差し引いた額。

【支給方法】 年3回(4月、8月、12月)に4ヶ月分ずつ本人の口座に振り込まれます。

【手続に必要なもの】

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ② 本人分の住民票の写しまたは戸籍抄本
- ③ 日本国籍取得者、帰国者として申請される方は、その事実を確認できる書類
(日本国籍取得時の戸籍謄本、海外渡航を示す戸籍の附票など)
- ④ 前年の所得額を証明する書類
(扶養親族の人数が記載されているもの、市・県民税課税証明書など)
- ⑤ 預金通帳または貯金通帳(本人名義)
- ⑥ その他(障害の初診日がわかる母子手帳、通院記録など)

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

7 児童扶養手当

ひとり親(父または母が重度の障害のある方である場合を含む)で児童を養育している父または母や父母に代わってその児童を養育している方に支給します。

【対 象】 次のいずれかに該当する児童(18歳に達する年度末までの間にある児童または20歳未満で心身に一定の障害のある児童)を養育している父または母または養育者

- (1) 父母が婚姻を解消した(事実上の婚姻関係の解消を含む)
- (2) 父または母が死亡した
- (3) 父または母が重度の障害の状態である
- (4) 父または母が生死が明らかでない
- (5) 父または母から1年以上遺棄されている
- (6) 父または母が1年以上拘禁されている
- (7) 未婚の母が出産した子である
- (8) 父または母が保護命令を受けた

【支給制限】 次のような場合は支給されません。

- ① 対象者または児童が日本国内に住所がない場合
- ② 父子家庭の場合は母と、母子家庭の場合は父と生計が同じとき(父または母が重度障害の場合を除く)
- ③ 児童の父または母が事実婚状態にあるなど、婚姻可能な異性と同居しているとき
- ④ 児童が里親に委託されている、または児童福祉施設に入所しているとき

【手当額(令和6年4月分～)】

区分	全部支給額	一部支給額
児童1人のとき	月額 45,500円	所得に応じて月額45,490円～10,740円 (10円きざみの額)
児童2人のとき	月額 56,250円	児童1人の手当月額に所得に応じて 10,740円～5,380円を加算
児童3人以上のとき	3人目から1人増すごとに 6,450円加算	3人目から1人増すごとに所得に応じて 6,440円～3,230円を加算

※ 手当を受けようとする方または同居している家族の所得が一定額以上の場合、手当の一部または全額が支給停止となります。

※ 手当を受給してから5年経過後に働く意欲がない等の場合は、手当が2分の1に減額されます。減額が適用されないためには、書類の提出が必要です。

※ 対象児童が障害基礎年金等の加算対象となっている場合は、加算額部分の額が児童扶養手当額より低いときに、その差額分を児童扶養手当として受給できるように改正されました。改正により手当の対象となる方は、お住まいの区の区役所または総合支所への申請が必要です。

【支給方法】 認定後、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、各奇数月に前月までの2か月分の手当が、指定の口座へ振り込まれます。

【手続】 戸籍の全部事項証明書、その他必要な書類。(個々の状況により必要書類が異なります。)詳しくは窓口にお問い合わせください。

【問合せ先】 各区役所 保育給付課、各総合支所 保健福祉課

8 特別児童扶養手当

精神や身体に中度以上の障害のある児童の父または母(主として児童の生計を維持するいずれか1人)、父母に代わってその児童を養育している方に支給します。

【対象】

精神や身体に中度以上の障害がある20歳未満の児童を監護している父または母、養育者。

◎ 対象となる障害の程度は次のとおり。

障害の程度により1級または2級に認定されます。

1級:身体障害者手帳1級・2級の一部、療育手帳Aおよびこれらと同程度の障害

2級:身体障害者手帳3級・4級の一部、療育手帳Bの一部およびこれらと同程度の障害

【支給制限】 次のような場合は支給されません。

- ① 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できるとき

【手当額(令和6年4月分～)】

手当額は、認定された児童の障害の程度に応じて支給されます。

1級:児童1人につき月額55,350円

2級:児童1人につき月額36,860円

※ 手当を受けようとする方または同居している家族の所得が一定額以上の場合、手当は支給停止となります。

【支給方法】 認定後、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、年3回(4、8、11月)、支給月の前月分までの4ヶ月分(11月の支給は当月分まで)が、指定の口座へ振り込まれます。

【手続に必要なもの】 戸籍謄本、その他必要な書類。(個々の状況により必要書類が異なります。)

※ 詳しくは窓口にお問い合わせください。

【問 合 先】 各区役所 保育給付課、各総合支所 保健福祉課

9 通院介護費用支給

指定難病、小児慢性特定疾病または特定疾患の認定を受けている20歳未満の方のうち、次のいずれかに該当する方に通院介護費用を支給します。

- 【対 象】 ① 身体障害者手帳1、2級の交付を受けている方
② 13歳未満の方
③ 上記以外で通院に介護が必要と医師が認めた方

【手 当 額】 月1日通院:月額1,500円、月2日通院:月額3,000円
月3日通院:月額4,500円、月4日以上通院:月額6,000円

【問 合 先】 指定難病の方:各区役所・宮城総合支所 障害高齢課
小児慢性特定疾病の方:各区役所 保育給付課、宮城総合支所 保健福祉課

10 在宅酸素療法者酸素濃縮器等利用助成

呼吸器または心臓機能障害の方、および難病等により全身性の障害をお持ちの方で、在宅酸素療法を実施しているか、常時人工呼吸器を装備している方に対し、酸素濃縮器または人工呼吸器の使用にかかる電気料金の一部を助成します。

【対 象】

- ① 呼吸器機能障害および心臓機能障害で身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 指定難病、進行性筋萎縮症、重症心身障害等により全身性の障害のある方で身体障害者手帳をお持ちの方

【支給制限】 次のいずれかにあたる方は助成を受けられません。

- ① 施設等に入所している
- ② 病院・診療所に継続して3ヶ月を超えて入院している
- ③ 障害者本人またはその扶養者の所得が一定額を超えている

【助 成 額】 月額3,000円

(認定月から支給され、年4回に分けて3ヶ月分ずつ指定の口座に振り込まれます。)

【手続に必要なもの】

- ① 酸素濃縮器等使用証明書等、在宅酸素療法を行っているか常時人工呼吸器を必要とすることを証明する書類(2ヶ月以内)
- ② 本人名義の預金通帳
- ③ その他(生活保護受給証明書等)

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

11 生活福祉資金の貸付

資金の貸付と必要な支援を行うことにより、世帯の経済的自立と生活の安定向上を目的とする制度です。

【要件等】 ・貸付には審査があります。

・福祉費は、原則として、連帯保証人が必要です。

※ 連帯保証人を立てられない場合でも貸付を申し込むことができます。

・緊急小口資金は、連帯保証人は不要です。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金です。

※ 原則として、自立相談支援事業を利用することが必要です。

・他の貸付制度の利用が優先です。

・民生委員が援助活動を行います。

・このほかに、教育支援資金等の貸付もありますが、所得等の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

		種類	限度額	据置期間	償還期間
福祉資金	福祉費	① 生業を営むのに必要な経費	4,600,000 円	貸付の日 (分割による交付の場合は最終貸付日) から6ヶ月以内	20年以内
		② 技能習得に必要な諸経費	期間による		8年以内
		③ 住宅の増改築等に必要な諸経費	2,500,000 円		7年以内
		④ 福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000 円		8年以内
		⑤ 障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000 円		8年以内
		⑥ 中国残留邦人に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000 円		10年以内
		⑦ 負傷または疾病の療養に必要な経費	療養期間による		5年以内
		⑧ 介護サービス・障害者サービス等を受けるのに必要な経費	サービスを受ける期間による		5年以内
		⑨ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費	1,500,000 円		7年以内
		⑩ 冠婚葬祭に必要な経費	500,000 円		3年以内
		⑪ 住居の移転、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000 円		3年以内
		⑫ 就職・技能習得等の支度に必要な経費	500,000 円		3年以内
		⑬ その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000 円		3年以内

種 類		限度額	据置期間	償還期間	
福 社 資 金	緊 急 小 口 資 金	① 医療費または介護費の支払等、臨時の生活費が必要なとき	100,000 円	貸付の日から2ヶ月以内	12ヶ月以内
		② 火災等被災によって生活費が必要なとき			
		③ 年金・保険・公的給付金等の支給開始までに生活費が必要なとき			
		④ 会社からの解雇・休業等による収入減のため生活費が必要なとき			
		⑤ 滞納していた税金・国民健康保険料・年金保険料の支払いにより支出が増加したとき			
		⑥ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき			
		⑦ 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関および関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき			
		⑧ 給与等の盗難によって生活費が必要なとき			

【問 合 先】 社会福祉協議会 各区・支部事務所(P141 参照)

12 心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給します。

【障害のある方の範囲】

次のいずれかに該当する障害のある方で、将来独立生活することが困難であると認められる方

- ・知的障害
- ・身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する方
- ・精神または身体に永続的な障害のある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が上記の方と同程度と認められる方

【加入資格】

障害者を扶養している65歳未満の保護者で、特別の疾病または障害がなく、生命保険に加入できる健康な方

※ 障害者1人につき、2口まで加入できます。

※ 障害者1人に対して複数の保護者が加入することはできません。

【1口分の掛金月額】

掛金の月額は、加入時(口数追加時)の年度(4月1日から翌年3月31日まで)の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まります。具体的な金額は下表のとおりです。

加入時の年度の4月1日時点の年齢	掛金月額(1口あたり)
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

【優遇措置】

所得状況に応じ、掛金を減免する制度があります。掛金、給付金は、税制上の優遇措置を受けられます。(P82 心身障害者扶養共済制度掛金の控除・給付金の非課税参照)

【給付金】

年金	加入者がお亡くなりになったときまたは重度の身体障害となったとき、その月から障害者に支給されます。1口につき月額20,000円
弔慰金	年金を受ける前に障害者がお亡くなりになったとき、加入者に一時金として支給されます(ただし、1年以上加入した場合に限る)。
脱退一時金	加入者が途中で制度からの脱退を希望した場合に支給されます(ただし、5年以上加入した場合に限る)。

【加入手続に必要なもの】

① 加入等申込書

② 住民票

※ 保護者および障害のある方それぞれに必要です。市内に住所を有する方で、①で住民基本台帳の本人確認情報等の閲覧について同意する場合は添付不要です。

③ 申込者(被保険者)告知書(保護者の健康状態を告知する書類です)

④ 障害証明書、障害の種類および程度を証明する書類

⑤ 年金管理者指定届書(障害のある方が年金を管理することが困難なとき)

⑥ 障害状況告知書

⑦ 印鑑

※ ①、③、④、⑤、⑥は窓口で配付します。

【問合先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課